

(一社)日看学協発 第 515 号
令和 6 年 1 月 25 日

文部科学省高等教育局
局長 池田 貴城 様

一般社団法人日本看護学校協議会
会長 水方 智



高等教育の修学支援制度の機関要件のうち、コロナ禍により収支差額が悪化した医療機関等への緊急措置の実施及び医療機関の特性に応じた運用の改善について（要望）

平素より地域における看護基礎教育へのご支援を頂いておりますことに、心より感謝致します。高等教育の修学支援制度によって、多くの看護学生が学びの機会を得て社会での活躍を誓いつつ勉学に励んでおり、地域における資格取得・学習機会の確保に無くてはならないものとなっています。

さて、看護師等養成所は地域の私的・公的の医療機関等が運営しているものが多く、全体の約5割を占めています。看護師等養成施設を運営する医療機関の殆どが、コロナ禍が続いた本年度までの4年間にわたり、医療提供努力をした医療機関ほど大きな経常収支の赤字が続いており、病床確保料等の補助金で経営を維持しているところです。

令和6年度から実施予定の本制度の機関要件の確認審査基準の変更により、高等教育の修学支援制度の機関要件について、過去3会計年度連続の経常収支（補助金等を含まない収支）のマイナスが発生している医療機関を設置主体とする看護師等養成所の多くが、本制度の対象から外れることが想定され、看護学生の修学支援に多大な影響をもたらすこととなります。

つきましては、新型コロナウイルスの蔓延による経常収支の悪化が多くの医療機関で起きたという特殊な状況であったことに鑑み、今年度入学生に対する機関要件の運用について、緊急的な緩和策を講じて頂きますよう、強く要望致します。また、コロナ禍に関わらず、多くの医療機関（全医療機関の約4割という調査もある）は、経常収支がマイナスであり、補助金等で運営しているという実態があることから、長期的に安定的な経営をしていると認められる医療機関等の機関要件の適用については、「経常収支」ではなく、補助金等を含む収支全体で判断ができるよう改正して下さるよう強く要望致します。